

# 幼稚園の汎社会性と汎教育性

## —時 言—

○この標題だけでは、すぐには意味が通じないかも知れないが、幼稚園は、社会的にも教育的にも、特殊なものでなく、日本の幼児全體のためのものだということである。いまでもなく分りきつたことではあるが、時には明瞭にしておかなければならぬ誤解があるかも知れない。

○教育が汎社会的なものであるべきは、民主的國家として當然すぎる程當然である。教育を受ける権利が、國民の基本的人權として無差別であること、無差別に考えられなければならないことは、新憲法に基いて嚴として明かである。従つて、教育施設を社会的に差別して考えるようなことは、今日の民主的日本においてあり得べからぬことであり、許さるべきからざる違法である。貴族のない今日、貴族主義といった教育のないのは素より、富者の教育、貧者の教育、有閑家庭の子の教育、労働家庭の子の教育などいう區別は、どこにもあり得ないし、考へてもならない。

○幼稚園が社会的に特殊な位置にあるものという考え方には、今どこにも存し得ない。公立幼稚園も義務教育でないから、有料であることを許される。私立幼稚園がその經營の必要から合理的な保育料（經營者の營利性でない限り）は認められる。問題は、無料幼稚園の一つもないことが遺憾にしてその（汎教育性の）完全徹底を不足させているだけだ。英米の Free Kindergarten(無料幼稚園)のように、また獨逸語でいう Volks Kindergarten

ten 民衆幼稚園のように。われわれはそういう幼稚園のあらわれることを待望している。

○幼稚園が教育的に特殊のものでないことは、舊い幼稚園の幼稚園の目的にあつた。

『家庭教育を補うを以て目的とする』という一句が、新しい幼稚園の目的にないことで考えられる。あの一句は家庭の中に、補う必要のある家庭と、ない家庭との區別をしていると解せられるところがある。家庭教育そのものゝ缺陷をという意味にもとられるが、そんなことは、何も幼兒教育に限つていわなければならぬことではない。學校體系の中にある幼稚園は、すべての家庭の子のために、即ち汎國民的に望ましい教育として尊重されているのである。勿論、教育的に缺陷の多い家庭の子のために、その必要の多いことはいうまでもない。しかし、より多く我子の教育を希う家庭の教育的熱意に對しても、幼稚園はその教育的責任をもつてある。そして、前の場合でも後の場合でも、幼稚園が與える教育に變りはない。教育は、いつも、どこでもベストである。それを求められる理由によつて別があつてはならない。この意味において、幼稚園は、量的においてのみでなく、質的においても、汎教育性のものである。

○國民は法律によつて、幼稚園を定めた。幼稚園によつて國民の幼兒期教育を行おうとする以上、幼稚園の汎教育性に思い足らざるところがあつてはならない。幼兒期教育者を以て任ずる者において、素より然りである。